



CHIBABANK

EUインサイト

2018年5月号

日・EU 経済連携協定（EPA）について

千葉銀行ロンドン支店

今月 19 日、英王室のヘンリー王子と米女優メーガン・マークルさんがロンドン郊外ウィンザー城の聖ジョージ礼拝堂で挙式を行い、世界各地から 10 万人超の人々が集まり祝賀ムードに包まれました。

世界中から注目されたロイヤルウエディングですが、英王室の伝統を重んじる一方で、アフリカ系米国人のルーツを持つメーガン妃の文化的背景を織り交ぜ、ゴスペル隊による歌唱や、米国聖公会のカリー主教による説教、音楽・スポーツ等様々な分野の著名人の招待者など随所で多様性や人種融和を訴える内容も目立ちました。

11 世紀以来の長い歴史を持つ英王室ですが、現代の英国社会を取り巻く多様な文化を受け入れながら、時代に合わせた変化が求められているのかも知れません。

さて今回の EU インサイトでは「日・EU 経済連携協定」についてお送りします。

1. はじめに

昨年 12 月、約 4 年半に亘る長い交渉を重ねた末、「日・EU 経済連携協定」（以下、日 EU・EPA）が交渉妥結に至りました。トランプ政権樹立後、米国が TPP から離脱を宣言するなど保護主義的な政策が他国に拡大する可能性もある中、日本と EU による世界最大級の EPA 実現に向けた合意は、今後両者が世界の自由貿易を牽引するであろうことを強く印象付けました。

日 EU・EPA は、幅広い貿易品目の関税削減・撤廃による貿易促進のみならず、新しい貿易・投資ルールの構築によるビジネス環境の整備も期待されるため、今後両者の貿易・投資関係の発展に大きく寄与するものと考えられます。

今回の EU インサイトでは、日 EU・EPA 発効が 2019 年に見込まれる中、メディア等で紹介される日本の輸入面のメリットではなく、EU 市場への輸出ビジネスにおけるメリットに焦点を当てて考えたいと思います。また、今後 EU 市場への販路拡大が期待されている日本産品として日本酒を例に挙げ、日 EU・EPA を契機に欧州市場開拓を進める動きについても紹介してまいります。

2. 日 EU・EPA とは

(1) EPA、日 EU・EPA について

EPA（経済連携協定：Economic Partnership Agreement）とは、FTA（自由貿易協定：Free Trade Agreement）が定める締約国間の「関税削減・撤廃（※）」や「サービス貿易の規制緩和」など貿易自由化に関する内容に加え、「投資環境の整備」「知的財産の保護」「経済協力」など、より幅広い分野での連携を深め、相互関係の発展を目指す国際協定です。

（※）主に自国産業の保護を目的として輸入品に対して賦課する税の削減・撤廃を指す。

日本政府は、アベノミクスの成長戦略の柱として、各国との EPA や FTA の促進を掲げており、EPA・FTA 締結国との貿易額比率を、今年 1 月時点での約 40%から 70%にまで高めることを目標に各国との交渉に取り組んでいます。

その中でも日 EU・EPA は、日本の主要貿易・投資相手であり、世界 GDP の約 2 割を占める EU 市場との取引拡大が見込めること、EU との FTA 締結で日本よりも先行する韓国・カナダなどと比較して劣後していた競争条件を解消できることなど、経済的意義も大きいため、日本の外交交渉上の最重要課題の 1 つとして位置付けられてきました。

2013 年 3 月に開始した日 EU・EPA 交渉は、乳製品や自動車などの市場開放を巡る協議が難航する局面もありましたが、昨年 12 月に交渉妥結となりました。投資紛争処理の解決制度など協議継続中の分野も残りますが、今後は、今年 7 月中旬にも日 EU の両首脳が署名を行い、英国の EU 離脱前である 2019 年春頃までの発効を目指します（※）。

（※）英国の EU 離脱（Brexit）後の英国との取引条件については交渉中ですが、離脱前に発効された場合、2020 年末までの移行期間中は EPA 適用対象となる見込み。

（2）日 EU・EPA の妥結内容について

日 EU・EPA 交渉により合意された「物品貿易への関税削減・撤廃」については、品目により最長 15 年の関税撤廃猶予期間を設けながらも、日本側の関税撤廃率が約 94%（農林水産品：約 82%、工業品：100%）、EU 側が約 99%（品目ベース）と高い自由化水準を実現する内容となりました（輸出品目の詳細は後述）。

また、関税の削減・撤廃に加え、「サービス・投資の自由化」「知的財産」「電子商取引」「コーポレート・ガバナンス」「貿易と持続可能な開発」「規制協力」「農業協力」など幅広い分野において新しいルールの構築が合意されており、今後、日 EU 間の経済連携の促進を図ることが期待されます。

3. 日 EU・EPA による対 EU 貿易メリット

（1）関税削減・撤廃による輸出メリット

次項の【図表 1】は、日 EU・EPA 発効前の日 EU 間の貿易取引について輸出入品目の内訳（金額ベース）をそれぞれ関税対象の有無で分けて示したものです。

これを見ると、EU からの輸入額のうち関税対象品目の割合は 3 割弱に過ぎませんが、EU への輸出額については 7 割弱に上ることが分かります。

日 EU・EPA 発効後、前述のように日本からの輸出品は最終的にほぼ全ての品目で関税撤廃が実現する見込みであり、現在関税対象の多くの輸出品目とその恩恵を受けると言えます。

続いて【図表 2、3】は、対 EU 輸出品の関税撤廃項目を示したものです。農林水産品・食品は、ほぼ全ての品目が即時撤廃の対象となるため、現在 10%超の高関税率となっている水産物、木材製品、青果物、牛肉などの分野において特に大きな輸出メリットを享受することが出来ます。

また工業品についても、主要輸出品である乗用車に課される関税率 10%が、発効後 8 年目に完全撤廃となるほか、現行税率 3~8%の自動車部品のうち約 92%の品目が即時撤廃の対象となっており、今後 EU 市場への輸出取引拡大が期待されます。

なお、内閣官房の試算によれば、日 EU・EPA によって、日本では EU 市場との貿易・投資の拡大により、実質 GDP が約 1%(約 5.2 兆円)押し上げられるほか、国内の雇用者数が約 29 万人増加するなど大きな経済効果が見込まれています。

【図表 1】EUとの貿易取引（2016年）

輸出品目 【日本→EU】(2016年)			輸入品目 【EU→日本】(2016年)		
合計額:7兆9,626億円			合計額:8兆785億円		
無税 (32.2%)	一般機械	8.6%	無税 (72.4%)	化学工業製品	23.2%
	電気機械	6.9%		自動車	13.8%
	化学工業製品	4.4%		一般機械	11.2%
	精密機械	4.2%		精密機械	8.0%
	金属製品等	3.9%		電気機械	5.4%
	鉄鋼及び鉄鋼製品	1.2%		農産品	3.2%
	その他	3.0%		自動車除く輸送機器	1.6%
有税 (67.3%)	自動車	21.9%	雑品	1.4%	
	一般機械	15.9%	金属製品等	1.0%	
	化学工業製品	9.3%	その他	3.7%	
	電気機械	9.3%	化学工業製品	9.0%	
	精密機械	4.0%	農産品	7.4%	
	自動車除く輸送機器	1.4%	皮革・履物	3.3%	
	金属製品等	1.3%	繊維衣料製品	2.4%	
	繊維衣料製品	1.1%	木材	1.7%	
	その他	3.1%	金属製品等	1.4%	
	不明	0.5%	その他	2.3%	

【出典:経済産業省「日EU・EPA,TPP11の概要と海外展開支援について」を参考に筆者作成】

【図表 2】

輸出品の関税撤廃項目（農林水産品・食品）			
	現行税率	新税率	EUへの輸出額 (2016年)
水産物	0~26.0%	0% (即時撤廃)	76億円
醤油等調味料	7.7%(醤油・味噌)	0% (即時撤廃)	57億円
酒類	0~32ユーロ/100ℓ	0% (即時撤廃)	53億円
緑茶	3.2%(3kg以下)	0% (即時撤廃)	23億円
牛肉	12.8%+α	0% (即時撤廃)	12億円
花き	6.5~8.3% (植木・盆栽等)	0% (即時撤廃)	7億円
林産物 (木材・木材製品)	0~10.0%	0% (即時撤廃)	5億円
青果物	12.8% (柑橘)	0% (即時撤廃)	0.4億円
豚肉※	6.5%	0% (即時撤廃)	-
鶏肉※	6.3~12.0%	0% (即時撤廃)	-
鶏卵※	12.0%	0% (即時撤廃)	-
牛乳・乳製品※	5.0~12.0%	0% (即時撤廃)	-

※現在、輸出解禁に向け協議中の品目

【出典:農林水産省「日EU・EPAにおける農林水産物の交渉結果概要」より抜粋】

【図表 3】

輸出品の関税撤廃項目（工業品）					
		現行税率	新税率	EUへの輸出額 (2016年)	主な輸出先
自動車 関連	乗用車	10.0%	0% (8年目撤廃)	1兆39億円	イタリア、ベルギー、英国等
	トラック	10~22%	0% (8年目撤廃)	48億円	イタリア、フランス、オランダ等
	ギヤボックス (自動車部品)	3.0~4.5%	0% (即時撤廃)	2,773億円	オランダ、ベルギー、ドイツ等
	ボールベアリング (自動車部品)	8.0%	0% (8年目撤廃)	1,339億円	ドイツ、オランダ、フランス等
	乗用車用タイヤ (自動車部品)	4.5%	0% (即時撤廃)	807億円	ドイツ、ベルギー、英国等
精一 密機 械	ターボジェット プロペラ部品	2.7~4.1%	0% (4年目撤廃)	1,389億円	英国、ドイツ、スペイン等
	リチウムイオン 蓄電池	2.7%	0% (即時撤廃)	550億円	オランダ、ドイツ、オーストリア等
	カメラ用レンズ	6.7%	0% (4年目撤廃)	547億円	オランダ、ドイツ、英国等
織 維 ・ そ の 他	筆記用インキ	6.5%	0% (8年目撤廃)	261億円	フランス、ベルギー、ドイツ等
	衣料品 (ジャケット、ネクタイ)	6.3~12.0%	0% (即時撤廃)	107億円	フランス、イタリア、英国等
	ジーンズ	12.0%	0% (即時撤廃)	3億円	フランス、ドイツ、イタリア等
	陶磁器	5.0~12.0%	0% (即時撤廃)	12億円	オランダ、ドイツ、フランス等

【出典:経済産業省「日EU・EPA,TPP11の概要と海外展開支援について」より抜粋】

(2) 地理的表示 (GI) による保護

日 EU・EPA では「地理的表示 (Geographical Indications: 以下、GI) 保護制度」と呼ばれる農林水産物・食品の保護ルールも取り入れています。GI とは、伝統的な生産方法や気候・風土など「生産地」の特性が「製品の品質」に結びついた製品の名称表示のことを指します。

製品の名称は、例えば「夕張メロン」のように「地名+種類名」から成り、その名称から製品の産地や特性が理解できることが求められます。

GI 保護制度では、基準を満たす製品にのみ GI の利用やマーク表示を認め、ラベル表示だけでなく、公告やインターネットにおける名称の不正利用についても取り締まり対象とし、消費者による誤認や混同を招くような模倣品の流通を防止することを目的としています。

妥結内容によれば、EU 側からは 71 製品、日本側からは 48 製品（日本酒など酒類 GI については後述）が GI の保護対象リストとして登録されており、具体的には、EU 産品としてイタリアの「パルミジャーノ・レッジャーノ」（チーズの種類）、日本の産品として「神戸ビーフ」「下関ふく」などが含まれます。

今回登録された神戸ビーフを例に挙げると、EU 域内では、オーストラリア産の牛肉が「神戸ビーフ」として市場に出回ることがあるようですが、EPA 発効後は規制対象となります。

このように、GI 登録された日本の産品は EU 全域で保護されることになるため、日本産品の本物の味、品質を正しく理解してもらうことで、EU 内における日本産品のブランドイメージ浸透が期待出来るものと思われれます。

【日本の GI マーク】



(出所：農林水産省 HP)

【図表4】

日本の主なGI保護対象リスト	
あおりカシス（青森県）	西尾の抹茶（愛知県）
但馬牛（兵庫県）	東根さくらんぼ（山形県）
神戸ビーフ（兵庫県）	前沢牛（岩手県）
夕張メロン（北海道）	大分かぼす（大分県）
八女伝統本玉露（福岡県）	桜島小みかん（鹿児島県）
鳥取砂丘らっきょう（鳥取県）	八丁味噌（愛知県）
くまもと県産い草（熊本県）	琉球もろみ酢（沖縄県）
下関ふく（山口県）	宮崎牛（宮崎県）
特産松阪牛（三重県）	近江牛（滋賀県）
米沢牛（山形県）	鹿児島黒牛（鹿児島県）

【出典：農林水産省食料産業局「日EU・EPA（GI分野）の概要」より筆者作成】

4. 欧州市場への輸出拡大が期待される日本産品

近年、世界中で日本食ブームが広がりを見せていますが、欧州でも寿司やカレーライス、ラーメンなどが人気を集めており、日本食マーケットは拡大が続きます。日 EU・EPA 発効を追い風に今後 EU 市場において販路拡大が期待される日本産品の 1 つである「日本酒」について紹介します。

ロンドンで毎年開催される世界的に権威のあるワイン・コンペティション「インターナショナル・ワイン・チャレンジ」では、2007 年から「SAKE（日本酒）部門」が設けられるなど海外での日本食ブームを追い風に日本酒の認知度が高まっています。

国税庁によれば、日本酒の輸出額は 2007 年の 61 億円から 2017 年には 186 億円と、10 年間で約 3 倍に増加しており、海外で日本酒の人气が急速に高まっていることが窺えます。

しかしながら、輸出先の内訳を見ると、EU 市場向けの割合は全体の約 7%、同市場最大の輸出先である英国ですら約 2%にとどまっており、米国の約 32%や、香港の約 15%などと比べると日本酒の市場規模には大きな乖離があることが分かります。

その理由として、米国やアジアでは 1980 年代以降、日系酒造メーカーが進出し、日本酒の生産工場が多数存在しているため、現地生産された安価な日本酒が牽引する形で一定の消費市場を形成しています。それに対し、欧州では日系酒造メーカーの進出が近年ようやく始まったばかりであり、日本酒自体の認知度が未だ低く、十分な消費市場が整っていないことが大きいと考えられます。

しかしながら、今後 EU 市場向けの日本酒輸出は、EU の経済規模を考慮すれば拡大余地が大きいと考えられること、また米国と異なり現地生産品との価格競争に晒されることが少なく品質やブランド力で勝負できることから、十分なポテンシャルを持っているとも言えるでしょう。



【図表6】 清酒輸出先上位10カ国

順位	国名	金額 (百万円)	輸出全体に 占める割合
1	米国	6,039	32.3%
2	香港	2,799	15.0%
3	中国	2,660	14.2%
4	韓国	1,864	10.0%
5	台湾	948	5.1%
6	シンガポール	691	3.7%
7	カナダ	486	2.6%
8	オーストラリア	396	2.1%
9	英国	348	1.9%
10	ベトナム	267	1.4%
合計		18,679	100.0%

【出典:国税庁「酒のしおり」より抜粋】

日 EU・EPA の発効により、EU 市場向けの日本酒輸出へはどのようなメリットがあるのでしょうか。

まず 1 つ目は「関税の即時撤廃」です。EPA 発効後、酒類に対して従来課せられている 1ℓ 当たり 0.077 ユーロ（約 10 円）の関税は、即時撤廃されることとなります。従来の関税額が小さいため販売価格が大きく下がることは無いと考えられますが、それでも日本酒業界からは輸出拡大に向けた追い風になるとして歓迎の声が上がっています。

そして 2 つ目は「日本酒の GI 登録」です。前述の GI 保護制度のリストに「日本酒」が登録され、『天狗舞』や『手取川』などのブランドで有名な石川県の「白山」、『八海山』や『出羽桜』などで有名な山形県の「山形」も対象に選ばれています。

日本酒の GI 登録は、他国で生産した日本酒との差別化を図ることで、EU 域内での「日本酒」に対する認知度を高めブランド力の向上に繋がることが期待されており、EU 向けの日本酒輸出を拡大する上でも重要な役割を果たすと考えられます。

昨年 6 月には、フランス・ボルドーで開催された世界最大のワイン・スピリッツ展示会「VINEXPO BORDEAUX（ヴィネクスポ・ボルドー）」で、日本酒の展示ブースも設けられ、合計 28 の酒蔵が PR 活動を行うなど、業界全体で日本酒の認知度向上を目指す動きも見られます。

5. おわりに

日 EU・EPA を契機に、今回取上げた日本酒以外にも工業品や革靴など様々な品目の輸出拡大が期待できるため、今後 EU 市場への進出やビジネス拡大を検討する企業も増加すると考えられます。

欧州ビジネスや日 EU・EPA に関心をお持ちの方は、ご参考までに巻末に掲載した各官公庁 HP もご覧になられることをお勧めいたします。

【参照ウェブサイト】

- ・外務省経済局「日 EU 経済連携協定に関するファクトシート」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000270758.pdf>
- ・内閣官房 TPP 等政府対策本部「日 EU・EPA 等の経済効果分析」
<https://www.cas.go.jp/jp/tpp/torikumi/index.html#eubunseki>
- ・農林水産省「地理的表示及び GI マークの表示について」
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/
- ・財務省「酒類等に係る大筋合意の内容」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000286938.pdf>
- ・ジェトロ HP「日本酒 GI「山形」取得で欧州での産地ブランド確立へ」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/03/92c953fd2aa3bba1.html>
- ・HUFFPOST「VINEXPO2017 brings the global wine industry to Bordeaux」
https://www.huffingtonpost.com/entry/vinexpo-2017-brings-the-global-wine-industry-to-bordeaux_us_5954fface4b0c85b96c65f6d

【出典資料】

- ・経済産業省(2018)「日 EU・EPA, TPP11 の概要と海外展開支援について」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000355383.pdf>
- ・農林水産省(2017)「日 EU・EPA における農林水産物の交渉結果概要」
<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renk/attach/pdf/index-53.pdf>
- ・農林水産省食料産業局(2017)「日 EU・EPA (GI 分野) の概要」
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/attach/pdf/index-53.pdf
- ・国税庁(2018)「酒のしおり」
<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/2018/index.htm>

【官公庁ホームページのご案内】

- ・外務省「日 EU 経済連携協定 (EPA) 交渉」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html
- ・農林水産省「日 EU・EPA 協定について」
http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_eu/
- ・経済産業省「日 EU・EPA」
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/eu/index.html
- ・日本貿易振興機構 (ジェトロ)「日 EU 経済連携協定 (EPA) について」
<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/>

※ここに掲載されているデータや資料は、投資等の判断となる情報提供を目的としたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。投資等の最終決定は、ご自身のご判断でなされるようお願いいたします。また、弊行はかかる情報の正確性や妥当性については責任を負いません。

※本レポートに関するお問い合わせは、千葉銀行市場営業部海外支店統括グループ
(Tel:03-3270-8526、Email:kaigai_tokatsu@chibabank.co.jp) までご連絡下さい。